

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第4条第1項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第6条第2項、第8条第2項及び第20条

3 改正の概要

(1) カジノに係る特定取引の一部を住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引として規定（第8条第1項第1号関係）

特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号）の施行に伴い、同施行令附則第3条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項第4号において、カジノに係る特定取引（注）が規定されることとなり、取引時確認が必要となることとなる。

犯収法においては、本邦内に住居を有しない本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券等の記載によってその属する国における住居を確認することができないものについて、本人特定事項として住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引を規定しているところ、カジノに係る特定取引のうち、本人特定事項として国籍及び旅券等の番号を確認する取引（（注）のうち、ウからクまでに掲げる取引）を規定することとする。

- （注）
- ア カジノ口座の開設
 - イ 貸金契約の締結
 - ウ チップの交付又は付与・受領（購入・換金）（30万円超）
 - エ カジノ口座への金銭の受入れ
 - オ カジノ口座からの金銭の払戻し（※）（30万円超）
 - カ 貸付金の弁済の受領（※）（30万円超）
 - キ 金銭の両替（30万円超）
 - ク カジノ行為関連景品類の提供（30万円超）
- （※）口座間の為替取引を伴うものを除く。

(2) 船舶観光上陸許可書を本人確認書類に追加（第6条第1項第2号並びに第7条第1号及び第3号関係）

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）等の施行等を踏まえ、船舶観光上陸の許可（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第14条の2第1

項及び第2項)を受けて本邦に在留する外国人が携帯を義務付けられている船舶観光上陸許可書(同条第4項及び同法第23条第1項)を本人確認書類に追加することとする。

(3) **その他**

その他所要の改正を行う。

4 施行期日

特定複合観光施設区域整備法の施行の日